

第10回特別弔慰金の請求

(健康福祉課)

先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人・軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、ご遺族に特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます。

○支給対象者

平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や、戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母)が亡くなるなどしたことにより、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金の受給権者がいない支給順位の先順位のご遺族の方一人。

○支給順位

戦没者等の死亡等のご遺族の方で、

① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の父母

④ 戦没者等の孫

⑤ 戦没者等の祖父母

⑥ 戦没者の兄弟姉妹

⑦ ①～⑥以外の三親等内親族

※右記③～⑥番の方は、戦没者等と生計関係があり、平成27

年4月1日において、遺族以外の者の養子になっていないこと、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないことなどの条件があります。

※⑦の方は、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者。

○支給内容

・名称

第10回特別弔慰金国庫債券い号

・額面

25万円5年償還の記名国債

・償還日

平成28年から平成32年までの毎年4月15日

○請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済証明書(普通徴収分)を交付します

(町民税務課)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告または、年末調整等で社会保険料控除として所得から差し引くことがで

きます。

普通徴収(納付書または口座振替)で納付した方は、平成29年中の納付額を記載した「納付額証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引き)分は含まれていませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納付額について、電話によるお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※納税義務者(被保険者)本人、同一世帯の方が来庁する場合以外は委任状が必要となります。

○交付場所

・国民健康保険税納付証明書

町民税務課 ③窓口

・後期高齢者医療保険料納付証明書

町民税務課 ③窓口

・介護保険料納付証明書

健康福祉課 ⑥窓口

○交付開始日

11月7日(火)から

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

○お問い合わせ

・町民税務課 税務G

☎(84)1966(直通)

・健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006(直通)

注意!あなたの土地が狙われています!

(生活安全課)

悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまつた結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されることや、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。

こうした被害を防ぐためには、「うまい話があつても、安易に土地を貸さない。」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などが狙われています。定期的な見回り、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

※不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番(0120-536380)へ。受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分までです。受付時間外は最寄りの警察署まで。

○お問い合わせ

・生活安全課 生活環境G

☎(84)3618(直通)

・茨城県 廃棄物対策課

☎029(301)3033

安くて早い便利屋さん

保存版

020 FREEDIAL

0120-915-142

年中無休

・トタン屋根張替・ペンキ塗り・不用品回収・庭木剪定草刈・害虫駆除
・遺品整理及び買取・物置解体等・雨樋清掃・水漏れ修繕・金庫の処分
・家具移動・風呂・トイレ・キッチン・換気扇清掃・引越し等 他何でも
お客様へ アパート等部屋掃除、リフォーム、放置物買取処分等 受注後1～2日で引渡しOK

業界最低価格 各3000円～(税別)

株式会社 ライフサポート・24 境町店 常総店

(広告)

広報ごかに広告を掲載しませんか?
この枠は半枠です

規 格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 広報担当 内線214